

令和8年度（債務）委託第12号 中部浄化センター流動砂運搬業務 仕様書

- 1 本業務は、中部浄化センターの汚泥焼却炉の稼動において使用済みとなった流動砂（産業廃棄物名称：燃え殻、年間予定運搬量：約80t）を、本契約書の産業廃棄物収集・運搬に関する特約条項第4条に記す最終目的地である産業廃棄物処分場へ安全かつ適正に運搬するものである。
- 2 運搬方法は、委託者が指定する日に監督員の指示に従い、運搬車輛の積載容量に応じた流動砂を、中部浄化センター内の保管場所（別紙平面図参照）から積み込んで運搬すること。
- 3 流動砂運搬量の確認は、受託者が計量証明書の交付されている計量器にて計量すること。
- 4 運搬車輛については、最大積載量8t以上のダンプまたは脱着装置付き専用コンテナ車とし、雨水の浸入及び砂の漏出を防ぐと共に、委託者が用意するホイロローダー（バケット容量1.1m³）による積み込みが可能な運搬車輛を使用すること。なお、脱着装置付き専用コンテナ車を使用する場合は、脱着コンテナも受託者にて用意するものとする。
- 5 ホイロローダーによる積み込み作業を受託者が行う場合は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）運転技能講習修了者等、労働安全衛生法で認められた作業者が、安全かつ適正に行うこと。
- 6 業務時間は原則として8時30分から15時00分とし、積み込み終了後は清掃等に留意し、保管場所のほか積み込み作業範囲を清潔に保つこと。
また、業務の履行上必要となる用地は敷地内を使用できるものとするが、24時間365日稼働している施設の特性に配慮し運営に支障のないように、事前に市担当者及び施設管理者と調整すること。
- 7 運搬に際しては、積荷（流動砂）の飛散・流出等の事故が無いよう安全対策を万全に行うこと。
- 8 産業廃棄物である流動砂の運搬業務全般に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守すること。
- 9 契約金の支払いは、業務完了報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）による出来高検査後契約書に基づき月毎に支払うものとする。

10 適正処理に必要な情報の提供

(1) 産業廃棄物の発生工程

過給式流動焼却炉の稼働における熱媒体として使用後、摩耗劣化したため排出された砂

(2) 産業廃棄物の性状及び荷姿

粒度 26～50 メッシュ、比重 1.5 g/mL 前後、含水率 0.1% 未満、粒状

荷姿：バラ

(3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

無し

(4) 混合等により生ずる支障

無し

(5) 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当なし

(6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

該当なし

(7) 委託者が特定化学物資の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第二条第五項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

該当なし

(8) その他取扱いの注意事項

無し

【提出書類】

- ① 産業廃棄物運搬車輛一覧表（着手時及び変更のつど）
- ② 中部浄化センターから処分場までの経路図（着手時及び変更のつど）
- ③ マニフェスト B 2 票（運搬のつど）
- ④ 計量票（運搬のつど）
- ⑤ 業務完了報告書（請求のつど、月単位）